

## 公益社団法人日本地震工学会 名誉会員推挙に関する細則

2012年12月7日制定

2016年8月9日改定

### (目的)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款第5条第3項に定める名誉会員を総会に推挙するための候補者の選考基準及び手続きについて定める。

### (候補者推挙の基準)

第2条 公益社団法人日本地震工学会定款第5条第3項に定める者を、原則として、65歳以上の正会員の中から選考する。選考に当たっては名誉称号の地位を低下せしめないよう十分配慮する。

### (選考)

第3条 名誉会員選考委員会が候補者の選考を行い、理事会で承認を得る。

2 名誉会員選考委員会は、会長・副会長、総務理事、会員理事から構成する。

3 なお次期会長が理事会に参加している年度の場合には、次期会長も前号に示す名誉会員選考委員会の構成員となる。

### (推挙式)

第4条 推挙式は総会における議決後に行い、認定証を贈呈する。なお、地方在住者には旅費を交付する。

### 附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は2016年8月9日から施行する。